

特別試験研究費の額の認定について

・平成27年度に研究開発税制が改正され、税額控除率が、12%から30%に引き上げられました。ただし、控除限度額は法人税額の5%となります。

・特別試験研究費税額控除制度を活用するためには、契約書又は協定（当該契約又は協定に係る附属書類を含む。）に記載すべき事項が発生すること、放医研による特別試験研究費の額の認定が必要となりますのでご注意ください。

（事務手続き）

特別試験研究費の額の認定が必要となる場合は、以下の担当にご連絡ください。

【共同研究、委託研究】

・企画部研究推進課 Tel: 043-206-3145 email:kensui@nirs.go.jp

※共同研究又は委託研究に係る特別試験研究費の額の認定を受ける場合には、契約又は協定を締結する前に契約担当者にご相談ください。

参考1：[研究開発税制](#)（経済産業省 HP）

※ 特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究、特別研究機関等、大学等、中小企業者等へ委託して行う試験研究に要する費用又は 中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できる制度。（本制度を活用するために計上した試験研究費については、「総額型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を活用するための試験研究費として計上はできません。）